

知っ得

なっとく

2019.2
No.200

問題点&アドバイス

- インターネット上で「誰でも簡単に稼げる」、「〇万円が〇億円で」などと高額収入を得られるような表現をしています。
⇒誰でも簡単に稼げるような表現はうのみにせず、甘い言葉に騙されないようにしましょう。
- 契約を断ろうとしても「すぐに回収できるから」などと勧誘し、クレジットカードで高額決済をさせたり、借金をさせたりして払わせようとする。
⇒クレジットカードで高額決済をしたり、借金をして購入しないようにしましょう！また「返金保証」などとうたっているにもかかわらず守られない事例があります。

消費者庁からも多くの注意喚起が出されています！ ー詳しい内容は消費者庁のHPをご覧くださいー

- ◆「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」
 - ◆「画像選択がベースの簡単な作業でお金が稼げる」
 - ◆「月収50万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます」
 - ◆「毎月最低30万円のビットコインを受け取り続けることができる」
 - ◆「スマホをタップするだけでお金が稼げる」
- などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

情報商材は契約前に中身を確認することはできません。怪しいと思ったら連絡しないようにしましょう。不安に思ったら、お金を支払う前に消費生活センターにご相談ください。

平成30年度 消費者支援功労者表彰 受賞おめでとうございます！

消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を表彰する「消費者支援功労者表彰」において、公益社団法人広島消費者協会会長 徳田洋子さんが「内閣府特命担当大臣表彰」を、広島市消費生活センター・消費生活相談員 野木真理代さんが「ベスト消費者サポーター章」を受賞されました。

徳田さんは昭和45年の広島消費者協会の設立当初から現在まで消費者問題の解決のために活動を続けてこられました。広島県消費者団体連絡協議会と連携し、毎年スーパーで対象商品を購入し必要な表示の記載についての点検を実施するとともに、消費者を代弁し意見発表を行う機会として行政機関、事業者及び一般市民に参加を呼び掛け、毎年講演会及びシンポジウムを開催されています。その他、協会会員の資質向上のための勉強会や現地視察等を実施するなど幅広く活動をされており、消費者利益の増進に貢献されています。

野木さんは、昭和54年から現在まで広島市消費生活センターで相談業務に携わってこられました。消費者から丁寧に内容を聞き取り、また悪質業者にもひるむことなく忍耐強く交渉を行い、数々の消費者被害の回復に貢献するとともに、広島市の消費生活相談員のリーダーとして、後輩相談員の指導をし具体的で的確な助言をするなど相談業務の高い水準を保つために貢献されています。



「電気料金が安くなる」という電話勧誘が急増中！
現在契約している電力会社からの電話ですか？よく確認しましょう。

消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています！

広島市消費生活センター
TEL082-225-3300

●受付時間/10:00~19:00 (消費生活相談用)
●火曜日と12月29日~1月3日は休み

広島市ホームページ
http://www.city.hiroshima.lg.jp/

▶ **暮らし・手続き** ▶ **消費生活**

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

○講師派遣：無料
○時間：約1~2時間
○参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
○土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【消費生活出前講座の申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320
受付：午前10時~午後5時(火曜日・日曜日・祝日を除く)

消費者被害に遭わないために